第1章 総則

（イ） 建設廃棄物の取扱い
a 発生量の抑制
本工事により発生した建設廃棄物は、「東京都建設リサイクルガイドライン」（東京都）等に基づき、発生量の削減、現場内での分別、再利用等により、工事現場外への搬出の抑制に努める。
b クレオソート油等含む建設発生木材
クレオソート油、ＣＣＡ（クロム、銅、ひ素の化合物）及びクロルデン類（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第１条８号に規定する物質をいう。）が注入又は塗布された建設発生木材の処理に当たっては、当該物質が注入又は塗布されていない部分と可能な限り分離、分別した上で、廃棄物処理施設での焼却処分又は管理型最終処分場での埋立処分とする。
なお焼却を行う場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びダイオキシン類特別措置法の基準を満たす焼却炉を有する施設を選定し、適切に処理する。基準を満たす焼却炉を有する施設を選定し、適切に処理する。
c 再資源化施設
本工事において建設廃棄物を搬出する場合は、再資源化施設に搬出し、資源リサイクルの促進に努める。
搬出先は、請負者が「ＣＯＢＲＩＳ」等を利用し、また、受入条件、再資源化の方法等を施設に確認して適切な再資源化施設等を選定する。
搬出に先立って、搬出先、再資源化の方法等をリサイクル計画として取りまとめ、施工計画書に含めて提出し、監督員の承諾を受ける。

・ コンクリート塊
（住所（町まで）/搬出距離/搬出量/搬出条件等）
地域内の再資源化施設
搬出距離 約 km 搬出量 約 m3 搬出条件 :

・ アスファルト塊
地域内の再資源化施設
搬出距離 約 km 搬出量 約 m3 搬出条件 :

・ 木くず
地域内の再資源化施設
搬出距離 約 km 搬出量 約 m3 搬出条件 :

・ 金属くず
地域内の再資源化施設
搬出距離 約 13.1 km 搬出量 約 m3 搬出条件 :

・ ガラス、陶磁器くず
地域内の再資源化施設
搬出距離 約 km 搬出量 約 m3 搬出条件 :

・ 廃プラスティックくず
地域内の再資源化施設
搬出距離 約 km 搬出量 約 m3 搬出条件 :

・ 生木
地域内の再資源化施設
搬出距離 約 km 搬出量 約 m3 搬出条件 :

・ 繊維くず（たたみ）
地域内の再資源化施設
搬出距離 約 km 搬出量 約 m3 搬出条件 :

・ 混合廃棄物
地域内の再資源化施設
搬出距離 約 km 搬出量 約 m3 搬出条件 :

・ 廃石膏ボード
地域内の再資源化施設
搬出距離 約 km 搬出量 約 m3 搬出条件 :

エ 再生材の利用
（ア）建設発生土の再利用
埋戻し土及び盛土は、下記による。
・ 現場で発生した建設発生土（汚染土を除く）を使用する。

（2）建築物等の分別解体等及び建設資材の再資源化等については、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」及び「建設リサイクル法に関する工事実施要領」（東京都財務局）によるものとする。
（「建設リサイクル法に関する工事実施要領」（東京都財務局）は、東京都ホームページ
（http://www.zaimu.metro.tokyo.jp/kentikuhozen/recycle/K-risaikl.htm）に登載されているので、参照すること。）

1.1.3 汚染土壌の処理について

本工事における汚染土の搬出及び処分については、「搬出する汚染土壌の処分方法及び当該処分に係る確認方法を定める環境省告示」に基づいておこなうこと。
・本工事は、要措置区域以外の土地から搬出される汚染土壌として取扱いを行う。
・管理票の使用などの運搬の基準を遵守すること。
・許可を受けた汚染土壌処理施設に搬出すること
・飛散等及び地下への浸透防止、また、悪臭、騒音又は振動によって生活環境の安全上支障がないように運搬に関して必要な措置を講ずること。
・処理については、法対象の汚染土壌と同様の処理工程で処理を行い、浄化確認調査や、記録の保管等も法対象の汚染土壌と同様に行うこと。

搬出に先立って、搬出先、処分方法等の土壌処理計画を取りまとめ、施工計画書に含めて提出し、発注者の承諾を受ける。
なお、本工事では、再資源化施設等への搬出を想定しているが、事前に発注者の承諾を得れば、請負者は施設を選定することができる。

・ 鉛含有汚染土
地域内の土壌処理施設
搬出距離 約 km 搬出量 約 m3 搬出条件 :

第1章 総則

1.1.4 電子納品対象工事

起工金額が250万円以上の工事は、電子納品対象工事とする。実施にあたり発注者と事前協議を行う。なお、電子納品を行うべき工事関係資料のうち完成図及び保全に関する資料は必須とする。
（電子納品とは、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。この場合の電子データとは、「東京都財務局営繕電子納品運用ガイドライン」及び「営繕工事電子納品要領（案）（国土交通省　大臣官房官庁営繕部）」に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものをいう。「東京都財務局営繕電子納品運用ガイドライン」は、東京都ホームページ
（http://www.zaimu.metro.tokyo.jp/kentikuhozen/eizen/dennsinouhinn.htm）
に登載されているので、参照すること。）

ただし、完成図ファイルのデータ形式はPDF・DXF形式とすること。

本工事では、設計図ＣＡＤデータを
・ 貸与する。
但し、貸与するデータを当該工事における施工図又は完成図の作成のため以外に使用してはならない。
ＣＡＤデータの著作者名 :

第2節 工事関係図書

1.2.1 施工計画書

（1）工事に先立ち、工程表及び施工計画書を作成し監督員の承諾を受けた後に着手する。
「仮囲い等」において指定された仮設の施工計画書については、監督員の承諾を受ける。

1.2.2 試験、施工等の記録

（1）工事記録写真の撮影は、別に定める「財務局工事記録写真撮影要領」（東京都財務局）による。
ア 工事記録写真撮影計画書の作成
○ 作成する
イ 電子納品
○ 電子データを電子納品媒体（ＣＤ－Ｒ）に記録して提出する。
ウ 工事しゅん功写真は、次による。
○ アルバムに編集し、発注者に提出する。アルバムの提出部数は、1部とする。

第3節 工事現場管理

1.3.1 電気保安技術者

工事現場におく電気保安技術者は、電気事業法に基づく電気主任技術者の職務を補佐し、電気工作物の保安業務を行なうものとする。
○ 配置しない。

第4節 材料

1.4.1 環境への配慮

（1）契約金額2,500万円以上の工事（解体のみの工事は除く。）の施工に当たっては、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）及び「東京都建設リサイクルガイドライン」（東京都）に基づき策定された平成19年度東京都環境物品等調達方針（公共工事）（島しょにおける工事の場合は、平成19年度東京都島しょ地域における環境物品等調達方針（公共工事）とする。以下同様）により環境負荷を低減できる資材等を「特定調達品目のリスト」及び「調達推進品目の定義」に示す資料等のうちから選定するように努める。
（平成19年度東京都環境物品等調達方針（公共工事）は東京都ホームページ
（http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/seisaku/recy/index.html）に登載されているので、参照すること。）

ア 環境物品等の調達は、次による。
（ア）本工事で指定する環境物品等は、次による。
a 特別品目
・ 建設発生土類（1.1.17建設副産物の処理エ（ア）による。）
・ 再生木質ボード類（19.7.2材料（1）、12.2.3床張り用合板（2）による。）
・ 環境配慮型型枠（6.9.3材料（1）による。）
・ 再生クラッシャラン類（4.5.2材料ほかによる。）
・ 低ＶＯＣ塗料（18.1.3材料（5）による。）
・
b 特定調達品目
・ 建設機械（1.6.7排出ガス対策型建設機械及び1.6.8低騒音型・低振動型建設機械による。）
・
・
・
c 調達推進品目
・
・
・
（イ）請負者は、上記（ア）ｂ以外のもので、「特定調達品目のリスト」に示す環境物品等と本工事で使用する資材等を比較・精査し、材料の使用部位、要求強度、性能及び品質、生産・供給状況、製造場所から工事現場までの距離等を勘案して使用可能な場合は、使用に努める。
但しその使用に当たっては事前に発注者の承諾を受ける。
（ウ）請負者は、上記（ア）ｃ以外のもので、「調達推進品目の定義」に該当する環境物品等の使用を希望する場合は、当該調達推進品目の性能、使用の有効性、品質確保等について証明し、発注者の承諾を受けた上で、それを使用することができる。
（エ）請負者は、上記（ア）から（ウ）までについて、精査の結果等を「環境物品等使用予定（実績）チェックリスト」に予定として記載し、施工計画書に添付する等して監督員に提出して確認を受ける。
（オ）請負者は、環境物品等の調達が完了したときは、「環境物品等使用状況報告書」に実績として記載した「環境物品等使用予定（実績）チェックリスト」を添付して発注者に提出する。
また、併せて、上記チェックリストの電子情報を格納したフロッピーディスクを発注者に提出する。
（「環境物品等使用予定（実績）チェックリスト」の電子情報は、東京都ホームページ
（http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/seisaku/recy/index.html）からダウンロードした ファイルで作成する。）

（2）設計図書に規定する「ホルムアルデヒド放散量」は次による。
ア 規制対象外
（ア）ＪＩＳ及びＪＡＳのＦ☆☆☆☆規格品
（イ）建築基準法施工令第20条の5第4項による国土交通大臣認定品
（ウ）下記表示のあるＪＡＳ規格品
a 非ホルムアルデヒド系接着剤使用
b 接着剤等不使用
c 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用
d ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用
e 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料使用
f 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用

第1章 総則

1.4.2 材料の品質等

（1）本工事に使用する材料のうち、新品を使用しなくてよい材料は、次による。
・ ＲＣ-40（追記に定める材料。）
・

（2）特記仕様書及び標準仕様書において、ＪＩＳ又はＪＡＳによると規定されている材料で、（社）公共建築協会が発行する「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」（公共建築協会ホームページに登録されているので
（http://www.pba.or.jp/PBA/hyoka/material.html）参照すること。）
に基づく評価書の写しを添付した材料・機材については、これらの規格に相当するものとして取り扱う。
（3）再生材の品質は次による。
・ 「再生資材の材料仕様」（追記に定める材料）による。

1.4.4 材料の検査等

（1）本工事に使用する材料は、別に定める「財務局材料検査実施基準」（東京都財務局）に基づく検査を受け、合格したものを使用する。

（2）設計図書で試験機関の指定を受けた試験は、「建築物の工事における試験及び検査に関する東京都取扱要領」に基づく登録簿（Ａ類）に示された１－Ａの試験機関で実施する。（別表1）

第5節 施工調査

1.5.1 調査のための破壊部分の補修

補修方法は次による。
・

第6節 施工

1.6.1 技能士

技能士の適用は次による。
・

1.6.2 排出ガス対策型建設機械

次の建設機械は、排出ガス対策型建設機械とする。

一 般 工 事	トンネル工事
対象機種（ディーゼルエンジン出力7.5～260ｋｗ） a バックホウ b トラクタショベル（車輪式） c ブルドーザ d 発動発電機（可搬式・溶接兼用機を含む。） e 空気圧縮機（可搬式） f 油圧ユニット（基礎工事用機械で独立したもの） g ホイールクレーン （ラフテレンクレーン） h ローラ類（ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ）	対象機種（ディーゼルエンジン出力30～260ｋｗ） a バックホウ b 大型ブレーカ c トラクタショベル d トラックミキサ e コンクリート吹き付け機 f ドリルジャンボ g ダンプトラック

（道路運送車両法による排ガス規制を受けている建設機械は除く。）

1.6.3 低騒音型・低振動型建設機械

次の建設機械は、低騒音型・低振動型建設機械とする。
a ディーゼルハンマ、エアハンマ、ドロップハンマ、バイブロハンマ、油圧ハンマ、その他これらに類する杭打機
b びょう打機
c ドリフタ、レッグドリル、ストーパ、ジャックハンマ、ハンドハンマ、ピックハンマ、ブレーカ、発動発電機、その他これらに類する削岩機
d 空気圧縮機
e コンクリートプラント及びアスファルトプラント
f アースオーガ、オールケーシング掘削機、アースドリル、リバースサーキュレーションドリル、その他これらに類するせん孔機械
g ブルトーザ、バックホウ、トラクタショベル その他これらに類する掘削機械
h ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ、振動コンパクタ、タンパその他これらに類する締固め機械
i コンクリートポンプ車、コンクリートポンプ、コンクリートプレーサその他これらに類するコンクリート機械
j 油圧ジャッキ、カッタ、クローラクレーンその他これらに類するコンクリート構造物とりこわし機
k 電気グラインダ、サンダ、エアグラインダその他これらに類するコンクリートはつり機
l クローラクレーン、トラッククレーン、ホイールクレーンその他これらに類する荷役機械
m アスファルトフイニッシャ、コンクリートカッタその他これらに類する舗装用機械

第2章 仮設工事

第1節 縄張り、遣方、仮囲い、足場等

2.1.1 仮囲い等

本工事の施工に当たり、別途指示する位置に、次の仮囲いを設置する。
○ 解体建物周囲。
・ 透明板

仮囲い以外の指定する仮設は、次による。
○ 交通誘導員兼警備員（常駐） 1名 （敷地前面道路における必要な期間で１名追加。）
○ 振動・騒音レベル計測器（表示は近隣住民の見やすい位置に設置）
・
・

2.1.2 足場等

・ 枠組み足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」（厚生労働省　平成２１年４月）により、設置については同ガイドラインの「手すり先行工法による足場設置基準」による「動きやすい安心感のある足場の基準」とし、二段手すりと幅木の機能を有する部材があらかじめ備えられた手すり先行専用足場とするか、または改善措置機材を用いて手すり先行専用足場と同等の機能を確保するものとする。手摺先送り方式については、採用不可とする。
（「手すり先行工法に関するガイドラインの策定について」（平成15年4月1日：基発第0401012号　厚生労働省））

第2節 材料置場、下小屋その他仮設物

2.2.1 監督員事務所の規模、仕上げ及び備品等

発注者事務所の設置は、次による。
○ 設置しない。

第3章 土工事

第1節 一般事項

3.1.1 敷地整理

（1）工事の支障となる樹木の処置は、次による。
○ 全て撤去する。

第2節 根切り及び埋戻し

3.2.1 埋戻し及び盛土

（1）埋戻し及び盛土の材料は、1.1.2「建設副産物の処理」エ（ア）による。

3.2.2 建設発生土の処理

（1）建設発生土の処理は、1.1.2「建設副産物の処理」ウ（ア）による。

第3節 山留め

3.3.1 山留めの設置

（1）山留めは、次による。
○ 基礎部分掘削土工事範囲（単管・コンパネ等）

3.3.2 山留めの撤去

（2）山留めの存置は、次による。
○ 基礎掘削・杭引抜工事完了後、取外し。

備考			有限会社 鳴海建築設計事務所　東京都墨田区両国3-21-8　MKﾋﾞﾙ3F 一級建築士事務所 東京都知事登録 第39356号　一級建築士登録 第156407号　鳴海義一	工事名称 旧 寺島図書館 解体撤去工事	図面番号 A-02
				図面名称 特記仕様書－２	縮尺 ＮＳ